

産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和 7 年 3 月 1 1 日（火）

午前 9 時から

場 所 第 2 委員会室

～審査内容～

- 1 議案第 1 7 号 令和 7 年度山陽小野田市水道事業会計予算について
(水道)
- 2 議案第 1 8 号 令和 7 年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について
(水道)
- 3 議案第 3 7 号 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(水道)
- 4 議案第 3 8 号 山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(水道)
- 5 議案第 1 1 号 令和 7 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について
(都計)
- 6 議案第 3 4 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(都計)
- 7 議案第 1 9 号 令和 7 年度山陽小野田市下水道事業会計予算について
(下水)
- 8 議案第 3 5 号 山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(下水)

9 議案第15号 令和7年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算
について (公営)

10 議案第42号 財産の減額貸付けについて (農林)

※1 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。

※2 審査内容9は、午後1時開始で固定とします。

議案第17号 令和7年度予算について（上水）

1 収益的収入及び支出

（単位：千円）税込

	R7当初予算	R6当初予算	増減額	増減率	構成比
収 入	1,653,753	1,638,540	15,213	0.9%	
給水収益	1,524,618	1,532,940	-8,322	-0.5%	92%
負担金・補助金	11,293	5,916	5,377	90.9%	1%
長期前受金戻入	53,424	53,543	-119	-0.2%	3%
特別利益	0	713	-713	-100.0%	0%
消費税還付	1,791	0	1,791	#DIV/0!	0%
その他	62,627	45,428	17,199	37.9%	4%
支 出	1,529,889	1,447,014	82,875	5.7%	
人件費	431,715	444,136	-12,421	-2.8%	28%
動力費	81,856	80,614	1,242	1.5%	5%
修繕費	131,785	98,186	33,599	34.2%	9%
委託料	85,842	84,573	1,269	1.5%	6%
受水費	51,297	51,374	-77	-0.1%	3%
薬品費	34,723	39,178	-4,455	-11.4%	2%
負担金	70,222	29,800	40,422	135.6%	5%
減価償却費	460,254	437,612	22,642	5.2%	30%
資産減耗費	52,056	53,310	-1,254	-2.4%	3%
支払利息	46,323	46,939	-616	-1.3%	3%
消費税	0	22,928	-22,928	-100.0%	0%
その他	83,816	58,364	25,452	43.6%	5%

正味CF

-53,424
0

460,254
8,362

27,765

当年度純利益	27,765	112,244	-84,479	-75.3%
--------	--------	---------	---------	--------

※純利益については、税処理後であるため、予算額の収入支出差引とは一致しない

2 資本的収入及び支出

（単位：千円）税込

	R7当初予算	R6当初予算	増減額	増減率	構成比
収 入	582,815	459,101	123,714	26.9%	
企業債	424,000	324,500	99,500	30.7%	73%
負担金・補助金	79,638	55,424	24,214	43.7%	14%
出資金	79,177	79,177	0	0.0%	14%
支 出	1,374,356	1,246,055	128,301	10.3%	
建設改良費	1,020,642	871,408	149,234	17.1%	74%
償還金	333,714	354,647	-20,933	-5.9%	24%
予備費	20,000	20,000	0	0.0%	1%
資金不足額	-791,541	-786,954	-4,587	0.6%	

4条消費税↓
91,856

-791,541

-256,728

（補てん財源）（減債・建設改良積立金取崩）（4条消費税）（損益勘定留保資金）
791,541 = 284,493 + 91,856 + 415,192

内部留保↓

期首 585,932
期末 329,204

企業債残高	R7年度末見込	R6年度末見込	増減額	増減率
	4,686,685	4,596,399	90,286	2.0%

議案第18号 令和7年度予算について（工水）

1 収益的収入及び支出 (単位：千円) 税込

	R7当初予算	R6当初予算	増減額	増減率	構成比	正味C F
収 入	286,163	284,559	1,604	0.6%		
給水収益	280,596	280,596	0	0.0%	98%	
他会計負担金	606	356	250	70.2%	0%	
長期前受金戻入	3,382	3,395	-13	-0.4%	1%	-3,382
その他	1,579	212	1,367	644.8%	1%	
支 出	259,985	261,505	-1,520	-0.6%		
人件費	57,609	54,313	3,296	6.1%	22%	
動力費	69,395	67,154	2,241	3.3%	27%	
受水費	57,421	57,316	105	0.2%	22%	
負担金	16,261	18,535	-2,274	-12.3%	6%	
修繕費	5,430	11,286	-5,856	-51.9%	2%	
委託料	6,193	4,454	1,739	39.0%	2%	
減価償却費	26,993	26,826	167	0.6%	10%	26,993
資産減耗費	50	50	0	0.0%	0%	50
支払利息	764	1,044	-280	-26.8%	0%	
消費税	11,917	11,689	228	2.0%	5%	
その他	7,952	8,838	-886	-10.0%	3%	
当年度純利益	26,936	24,054	2,882	12.0%		26,936

※純利益については、税処理後であるため、予算額の収入支出差引とは一致しない

2 資本的収入及び支出 (単位：千円) 税込

	R7当初予算	R6当初予算	増減額	増減率	構成比	
収 入	0	0	0	0.0%		4条消費税 ↓
支 出	19,416	16,459	2,957	18.0%		243
建設改良費	4,677	2,000	2,677	133.9%	24%	
償還金	14,739	14,459	280	1.9%	76%	
資金不足額	-19,416	-16,459	-2,957	18.0%		-19,416
						31,424
(補てん財源) (減債積立金取崩) (4条消費税) (損益勘定留保資金)						
19,416 = 14,739 + 243 + 4,434						内部留保 ↓
企業債残高	R7年度末見込	R6年度末見込	増減額	増減率		期首 945,771
	29,729	44,468	-14,739	-33.1%		期末 977,195

令和7年度 主要な予定工事一覧

No.	区分	工事名	場所	工事概要	
1	上水建設改良	高須線配水管移設及び仮設(2工区)【下水】	高須	HPPE φ 100L=36m 撤去SUS100A L=270m	
2	上水建設改良	浜河内・須田ノ木線配水管仮設(1工区)【下水】	須田ノ木	SUS 100A L=110m	
3	上水建設改良	くし山千崎線配水管改良 (6工区)	高千帆二丁目	DIP-GX φ 200 L=240m	消火栓改良 1基
4	上水建設改良	別府鴨庄線配水管本設【下水】	鴨庄下	HPPE φ 75 L=140m	
5	上水建設改良	第二福田線送配水管改良 2 工区【県】	正寺	DIP-GX φ 200 L=300m	消火栓改良 1基
6	上水建設改良	平原団地線配水管改良 (3工区)	くし山一丁目	DIP-GX φ 250 L=160m 撤去CIP φ 200 L=170m	消火栓改良 2基
7	上水建設改良	日の出町後潟線配水管改良 (5-3工区)	日の出三丁目	DIP-GX φ 200 L=30m	消火栓改良 1基
8	上水建設改良	寝太郎線配水管改良(1工区)	寝太郎二	DIP-GX φ 150 L=250m	消火栓改良 2基
9	上水建設改良	大木・西糸根線配水管改良	西糸根	HPPE φ 100 L=180m	
10	上水建設改良	日の出町後潟線配水管改良 (7工区)	烏帽子岩	HPPE φ 150 L=280m	消火栓改良 1基
11	上水建設改良	西の郷線配水管改良(1-2工区)	郷	HPPE φ 150 L=190m 撤去VP φ 150 L=60m	
12	上水建設改良	山手線配水改良 (4工区)	稻荷町	HPPE φ 100 L=150m	消火栓改良 2基
13	上水建設改良	須賀・大須恵線配水管改良 (1工区)	浜河内	HPPE φ 150 L=240m	消火栓改良 1基
14	上水建設改良	須賀・大須恵線配水管改良 (2工区)	浜河内	HPPE φ 150 L=80m	
15	上水建設改良	成松本町線配水管改良改良 (2工区)	本町四	HPPE φ 150 L=120m	
16	上水建設改良	有帆幹線配水管改良 (3-2工区)	有帆中村	HPPE φ 150 L=380m	消火栓改良 1基
17	上水建設改良	古開作・沖開作・梶線改良 (2工区)	沖開作	HPPE φ 50 L=530m	
18	上水建設改良	高千帆台団地線配水管(送水管)改良(1工区)	高千帆一丁目	DIP-GX φ 200 L=300m	
19	上水建設改良	傾斜板沈殿池3号改修工事	高天原浄水場	耐震傾斜板沈降装置 転落防止柵改造	
20	上水建設改良	高天原浄水場 天日乾燥ろ床池新設工事 (上側)	高天原浄水場		
21	上水建設改良	厚東カメラ通信設備更新	高天原浄水場		
22	上水建設改良	残塩計更新	鴨庄浄水場	鴨庄浄水場西部	
23	上水建設改良	色濁度計更新	鴨庄浄水場	鴨庄井戸水	
24	上水建設改良	山野井中継ポンプ 所送水ポンプ 更新(2台)		ポンプ×2台 / 圧力計×2台 連成計×2台	
25	上水建設改良	福田配水池残塩計更新(FRD-3)			
26	資産減耗費	横土手高浜線撤去(6工区)	浜	VP φ 150 L=220m撤去	
27	資産減耗費	横土手高浜線撤去(7工区)	郷	VP φ 150 L=350m撤去	
28	資産減耗費	殿町3～5線撤去		CIP φ 100 L=40m撤去	
29	受託工事費	高須線配水管本設及び仮設工事(2工区)		VP φ 150 L=220m撤去	
30	受託工事費	浜河内・須田ノ木線配水管仮設(1工区)		VP φ 150 L=350m撤去	
31	受託工事費	別府鴨庄線配水管本設		CIP φ 100 L=40m撤去	

山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例の改正内容

改正内容

水道整備・管理行政の機能強化を目的に次の改正が行われた。

① 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しに係る改正

（背景）

水道整備・管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保を目的に、学歴及び学科要件における「土木工学科（土木科）」以外の課程の追加や、技術上の実務経験年数の見直し等が行われた。

土木工学科以外に加えられた学歴及び学科要件

水道以外（工業用水道、下水道、道路又は河川）の実務経験年数

水道における技術上の実務経験年数の見直し

② 水道整備・管理行政の移管に伴う改正（水道法）

(1) 水道に関する水質又は衛生に関する事務 厚生労働大臣→環境大臣

(2) 水道に関する(1)の事務以外の事務 厚生労働大臣→国土交通大臣

所管省庁の移管に関する改正

③ 簡易水道事業の上水道統合による条文の削除

簡易水道事業に関する条文

④ 学校教育法の一部改正

「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度化

（参考）改正（施行）時期

水道法 令和5年5月26日改正(令和6年4月1日施行)

水道法施行令 令和6年3月29日改正(令和6年4月1日、
一部規定は令和7年4月1日施行)

水道法施行規則 (令和6年4月1日、一部規定は令和7年4月1日施行)

2. 条例の改正内容

① 条例第3条 布設工事監督者の資格（水道法第12条、水道法施行令第5条）

第2条 布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設（取水・貯水・導水・浄水・送水・配水施設であって水道事業者が管理する施設）の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾(ろ)過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

分類		技術上の実務経験※
大学卒業 ＜短期大学を除く＞ ()内は、大学院にて1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程	2年以上 (1年以上)
	衛生工学又は水道工学を履修 上記以外を履修	3年以上 (2年以上)
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程	4年以上 (3年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科又はこれに相当する課程	5年以上
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程	6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科又はこれに相当する課程	7年以上
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程	8年以上
水道の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
1級土木施工管理技士 2次検定合格	—	3年以上

※技術上の実務経験年数のうち少なくとも半分は水道に関する実務経験を有すること
 ➡残りの実務経験年数に、工業用水道、下水道、道路、河川の実務経験も算入可能。

- ② 条例第4条水道技術管理者の資格要件（水道法第19条、水道法施行令第7条）
 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

分類		技術上の 実務経験※
布設工事監督者の資格を有するもの（簡易水道事業は除く）		不要
大学卒業 ＜短期大学を除く＞	土木工学	3年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	4年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	5年以上
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学	5年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	6年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	7年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学	7年以上
	土木工学以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	8年以上
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目	9年以上
水道に関する技術上の実務経験のみ		10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択	1年以上
1級土木施工管理 技士 2次検定合格	—	3年以上
厚生労働大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了 国土交通大臣及び環境大臣		不要

水道技術管理者とは、水道法第19条第1項に基づき、水道の管理についての技術上の業務（水道施設が施設基準に適合しているかの検査、水質検査、衛生上の措置、給水の停止等）を監督する者をいい、水道事業者は水道技術管理者一人を置かなければならないとしている。

山陽小野田市水道局布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>(布設工事監督者の資格)</u> 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 3 8 8 号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (2) <u>学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>	<u>(布設工事監督者の資格)</u> 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正 7 年勅令第 3 8 8 号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道

(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに

- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限

限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号及び第6号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6箇月以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあっては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する過程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びに

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目

これらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を

並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

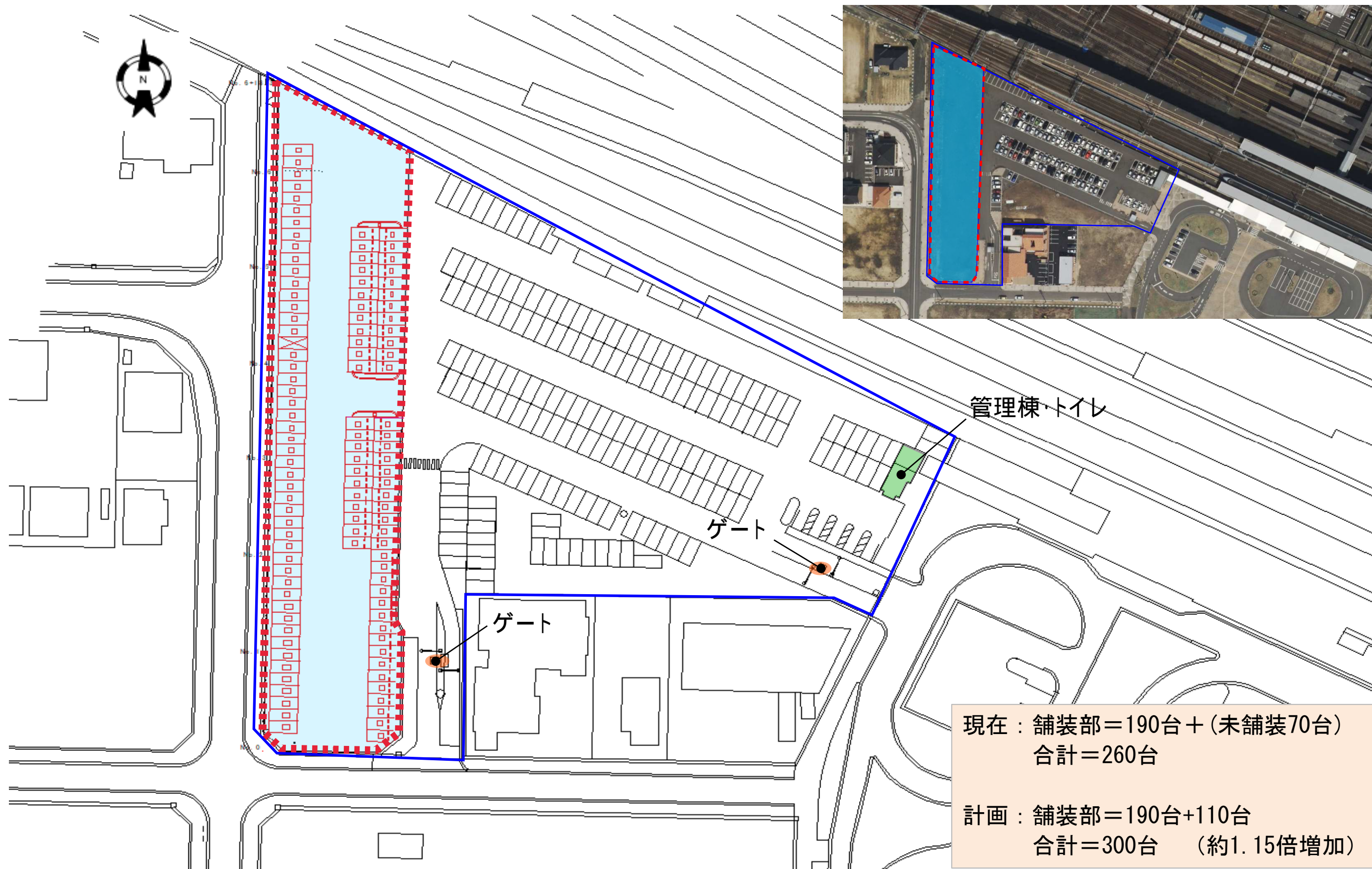
有するもの

2 簡易水道又は1日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

議案第11号 令和7年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について 参考資料

1 日目は最大500円 2 日目以降は6時間毎100円加算												
歳 入			H30(決算)	R元(決算)	R2(決算)	R3(決算)	R4(決算)	R5(決算)	R6(当初予算)	R6(12月補正)	R7要求	算定根拠
駐車場使用料	駐車場使用料	駐車料金	19,248,190	19,404,260	5,980,800	8,157,290	12,730,980	17,321,300	19,000,000	19,000,000	19,000,000	令和6年度実績及び予測による
		定期駐車券	1,760,000	2,120,000	2,172,000	2,524,000	2,552,000	2,928,000	2,800,000	2,800,000	3,100,000	令和6年度実績及び予測による
		プリペイドカード	336,000	427,000	162,000	245,000	270,000	276,000	320,000	320,000	270,000	令和6年度実績及び予測による
	行政財産使用料	自動販売機設置に伴うもの	4,520	4,520	5,090	4,520	4,520	4,520	4,000	4,000	4,000	令和6年度実績見込み
納付証明手数料	納付証明手数料		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雑入	諸収入	自動販売機の電気料など	45,824	45,597	39,325	129,132	42,333	56,052	42,000	42,000	56,000	令和6年度実績見込み
歳入小計			21,394,534	22,001,377	8,359,215	11,059,942	15,599,833	20,585,872	22,166,000	22,166,000	22,430,000	
繰越金	前年度繰越金		3,355,161	9,279,689	22,655,867	21,910,638	24,672,102	32,235,182	44,700,000	44,281,000	57,319,000	
歳入合計			24,749,695	31,281,066	31,015,082	32,970,580	40,271,935	52,821,054	66,866,000	66,447,000	79,749,000	
歳 出			H30(決算)	R元(決算)	R2(決算)	R3(決算)	R4(決算)	R5(決算)	R6(当初予算)	R6(12月補正)	R7要求	算定根拠
需用費	消耗品費	駐車券・パスカードなど	278,248	325,050	309,920	283,313	290,832	467,258	316,000	316,000	470,000	令和6年度実績及び予測による
	光熱水費	電気料・水道料	480,292	408,362	317,100	331,839	356,669	497,065	660,000	660,000	690,000	令和6年度実績及び予測による
	修繕費	トイレの設備修繕など	690,660	884,620	1,082,190	1,426,700	556,600	1,290,740	1,440,000	1,440,000	1,440,000	トイレ・外灯・管理棟・区画線
役務費	通信運搬費	N T T 電話料金	150,676	147,527	142,093	146,868	147,895	150,318	156,000	156,000	120,000	
	保険料	建物総合損害共済基金分担金	3,184	3,968	4,985	4,937	4,985	5,240	6,000	6,000	6,000	
	手数料	窓口収納手数料	0	0	0	4,510	4,609	4,213	39,000	39,000	39,000	
委託料	管理委託料	清掃委託料	306,682	308,622	327,800	325,736	314,944	336,751	346,000	346,000	357,000	駐車場清掃・トイレ清掃
		草刈等委託料	199,800	0	203,500	199,650	178,200	193,600	204,000	204,000	204,000	
		システム改修委託料	0	0	0	0	0	0	594,000	594,000	0	
		システム維持管理業務委託料	657,720	0	0	0	0	0	0	0	0	
	緊急業務委託料	10回/月を超えた際に支払	0	0	0	0	0	0	28,000	28,000	28,000	
使用料及び賃借料	機械器具借上げ料	ゲート・管理システムリース(6年リース)	2,268,000	5,493,600	5,544,000	5,544,000	5,544,000	5,544,000	4,032,000	4,032,000	1,914,000	
	下水道使用料		42,914	38,350	27,456	30,925	42,219	50,688	50,000	50,000	72,000	
工事請負費	工事請負費		4,922,640	0	0	0	0	0	0	0	50,000,000	舗装工事
公課費	消費税及び地方消費税		897,300	1,015,100	1,145,400	0	595,800	0	1,800,000	1,800,000	1,900,000	令和6年度実績見込み
一般管理費小計			10,898,116	8,625,199	9,104,444	8,298,478	8,036,753	8,539,873	9,671,000	9,671,000	57,240,000	
公債費	元金・利子	地方債償還金元金及び利子(H30終了)	4,571,890	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳出小計			15,470,006	8,625,199	9,104,444	8,298,478	8,036,753	8,539,873	9,671,000	9,671,000	57,240,000	
予備費	予備費		9,279,689	22,655,867	21,910,638	24,672,102	32,235,182	44,281,181	57,195,000	56,776,000	22,509,000	
歳出合計			24,749,695	31,281,066	31,015,082	32,970,580	40,271,935	52,821,054	66,866,000	66,447,000	79,749,000	
収 支			H30(決算)	R元(決算)	R2(決算)	R3(決算)	R4(決算)	R5(決算)	R6(当初予算)	R6(12月補正)	R7要求	算定根拠
単年度収支(歳入小計－歳出小計)			5,924,528	13,376,178	△ 745,229	2,761,464	7,563,080	12,045,999	12,495,000	12,495,000	△ 34,810,000	
繰越金を考慮した収支(歳入合計－歳出合計)			0	0	0	0	0		0	0	0	

議案第11号 令和7年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について 参考資料



議案第34号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正について

住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、令和4年6月17日に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和7年4月1日に全面施行されます。

主な改正内容について

(1) 建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律）

原則、新築・増築を行う全ての住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます。

※建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行います。

〈現行〉	非住宅	住宅	〈改正〉	非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務		適合義務 (2017.4~)	適合義務
中規模	適合義務 (2021.4~)	届出義務		適合義務 (2021.4~)	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

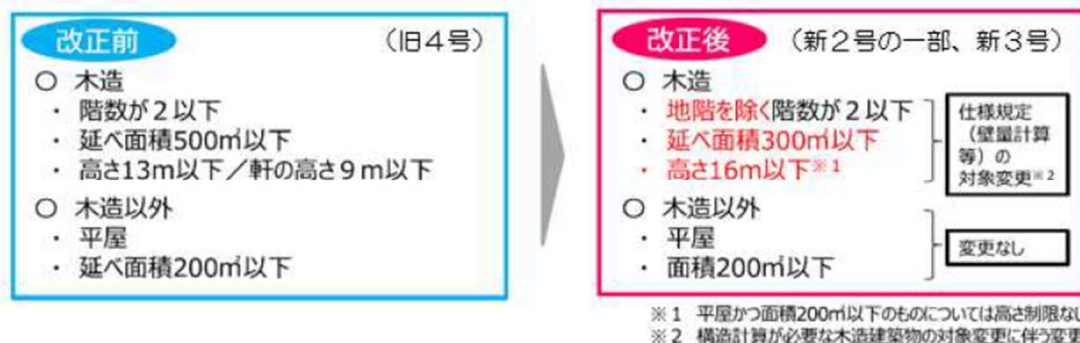
(2) 建築基準法

確認申請の際に構造・省エネ関連の図書の提出が必要になります。



※新2号建築物：木造2階建て、木造平屋建て(延べ面積200㎡超)

(3) 限定特定行政庁の事務範囲



宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に関するお知らせ



令和7年4月1日から盛土規制法の運用を開始します！

規制区域の指定

- ・令和7年4月1日に「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を指定します。

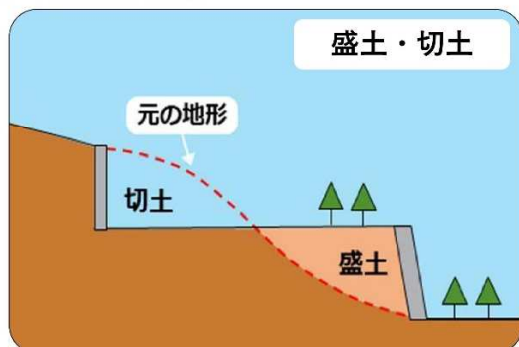
宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域



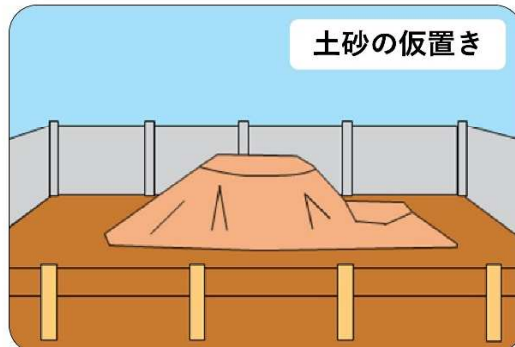
安全な盛土等の造成のための許可等

- ・規制区域内で一定規模を超える盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要です。（許可又は届出が必要な盛土等は裏面を参照）
- ・規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。
- ・許可等の手続きについては、今後、山口県のホームページに掲載する予定です。

【主な規制対象】



- ・宅地造成のための盛土・切土
- ・残土処分場における盛土・切土
- ・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



- ・土砂のストックヤードにおける仮置き 等

令和7年度山陽小野田市下水道事業会計予算について

◆収益的収支

(収入)

(単位：千円、%)

予算科目	R7当初予算	R6当初予算	増減額	増減率
1 下水道事業収益	1,983,610	2,002,491	▲ 18,881	▲ 0.9
1 営業収益	792,781	798,628	▲ 5,847	▲ 0.7
2 営業外収益	1,190,828	1,203,862	▲ 13,034	▲ 1.1
3 特別利益	1	1	0	0.0

(支出)

予算科目	R7当初予算	R6当初予算	増減額	増減率
1 下水道事業費用	1,934,302	1,950,399	▲ 16,097	▲ 0.8
1 営業費用	1,779,645	1,794,299	▲ 14,654	▲ 0.8
2 営業外費用	149,257	151,000	▲ 1,743	▲ 1.2
3 特別損失	100	100	0	0.0
4 予備費	5,300	5,000	300	6.0

◆資本的収支

(収入)

(単位：千円、%)

予算科目	R7当初予算	R6当初予算	増減額	増減率
1 資本的収入	1,495,598	1,578,175	▲ 82,577	▲ 5.2
1 企業債	879,600	912,700	▲ 33,100	▲ 3.6
2 出資金	198,648	181,475	17,173	9.5
3 補助金	402,450	466,000	▲ 63,550	▲ 13.6
4 負担金	14,900	18,000	▲ 3,100	▲ 17.2

(支出)

予算科目	R7当初予算	R6当初予算	増減額	増減率
1 資本的支出	2,304,853	2,396,730	▲ 91,877	▲ 3.8
1 建設改良費	1,107,669	1,135,324	▲ 27,655	▲ 2.4
2 企業債償還金	1,195,184	1,259,406	▲ 64,222	▲ 5.1
3 予備費	2,000	2,000	0	0.0

(単位：千円、%)

	R7当初予算	R6当初予算	増減額	増減率
一般会計繰入金	1,002,190	1,004,655	▲ 2,465	▲ 0.2
	R7年度末	R6年度末	増減額	増減率
企業債残高	13,474,858	13,790,442	▲ 315,584	▲ 2.3

◇主な建設改良事業

管渠建設事業	410,883 千円
--------	------------

- ・ 令和8年度末の概成に向けた下水道敷設工事等

ポンプ場建設事業	60,000 千円
----------	-----------

- ・ 汚水中継ポンプ場長寿命化工事

処理場建設事業	573,100 千円
---------	------------

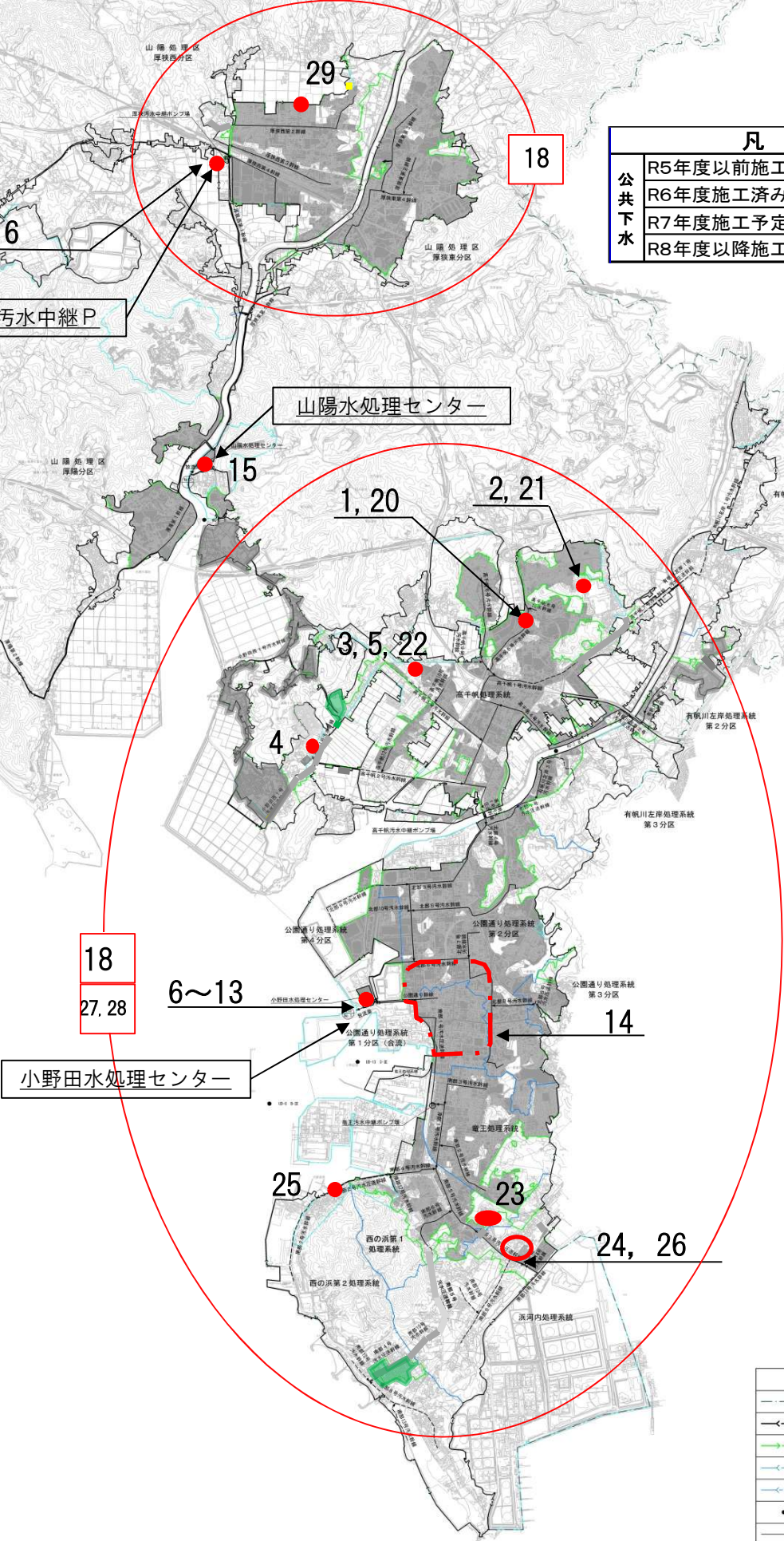
- ・ 処理場長寿命化工事等

山陽小野田市公共下水道事業一般平面図(汚水) S=1 : 20,000



19 公共下水道施設（処理場等）が対象

番号	事業種別	工事名
1	社交金	高千帆5号污水枝線管敷設工事
2	社交金	高千帆7号污水枝線管敷設工事
3	社交金	高千帆10号污水枝線管敷設工事
4	社交金	高千帆11号污水枝線管埋設工事
5	社交金	高千帆10号污水枝線管敷設工事に伴う水道管移設補償
6	防災安全	小野田水処理センター長寿命化に伴う詳細設計
7	防災安全	小野田水処理センター水処理継電器盤改築工事
8	防災安全	小野田水処理センターNo.1 返送汚泥ポンプ改築工事
9	防災安全	小野田水処理センターNo.1.2 余剰汚泥ポンプ改築工事
10	防災安全	小野田水処理センターNo.1-1、2-2 初沈汚泥ポンプ改築工事
11	防災安全	小野田水処理センターNo.1 初沈掻き機改築工事
12	防災安全	小野田水処理センターポンプ室耐震補強・劣化改修工事
13	防災安全	小野田水処理センター圧力設備改築工事
14	防災安全	小野田処理区マンホール蓋更新工事
15	防災安全	山陽水処理センター受変電設備改築工事
16	防災安全	厚狭汚水中継ポンプ場受変電設備改築工事
17	防災安全	上市マンホールポンプ場改築工事
18	防災安全	管路調査業務委託
19	防災安全	公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託
20	単独	高千帆5号污水枝線管埋設工事
21	単独	高千帆7号污水枝線管埋設工事
22	単独	高千帆10号污水枝線管埋設工事
23	単独	南部3号污水枝線管埋設工事
24	単独	南部9号污水枝線管埋設工事
25	単独	南部12号污水枝線管埋設工事
26	単独	南部14号污水枝線管埋設工事
27	単独	不明水対策工事
28	単独	管更生工事
29	単独	厚狭第2污水枝線管埋設工事



凡 例	
公共下水	R5年度以前施工済み
	R6年度施工済み
	R7年度施工予定
	R8年度以降施工予定

凡 例	
— — —	行政区境界
— — —	全体計画区域界
— — —	事業計画区域界
— — —	処理系統界
— — —	処理分界区
●	環境基準点
—	污水幹線
⊕	污水中継ポンプ場
□	処理場

企業債年次推移一覽表

貸借対照表	項 目	令和 2 年度決算 R3. 3. 31現在	令和 3 年度決算 R4. 3. 31現在	令和 4 年度決算 R5. 3. 31現在	令和 5 年度決算 R6. 3. 31現在	令和 6 年度予算 R7. 3. 31現在	令和 7 年度予算 R8. 3. 31現在
	固定負債	14, 845, 610, 298	14, 160, 331, 754	13, 445, 148, 655	12, 789, 844, 445	12, 595, 260, 000	12, 292, 108, 000
	流動負債	1, 425, 623, 528	1, 409, 678, 543	1, 354, 983, 098	1, 259, 404, 209	1, 195, 182, 000	1, 182, 750, 000
	合 計	16, 271, 233, 826	15, 570, 010, 297	14, 800, 131, 753	14, 049, 248, 654	13, 790, 442, 000	13, 474, 858, 000
	前年度比	▲ 705, 821, 513	▲ 701, 223, 529	▲ 769, 878, 544	▲ 750, 883, 099	▲ 258, 806, 654	▲ 315, 584, 000

令和 7 年第 1 回 (3 月) 定例会 産業建設常任委員会提出資料

- | | | |
|--------|---|------|
| P 1, 2 | 施行者別車券売上金額入場者数利用者数集計表
令和 6 年度 (全開催・別枠開催) | 資料 1 |
| P 3 | 令和 7 年度開催レース | 資料 2 |
| P 4 | 山陽小野田市
小型自動車競走事業包括の民間委託業務契約 | 資料 3 |
| P 5, 6 | 周回通告表示装置 (残周回灯)・周回確認灯 | 資料 4 |
| P 7 | 令和 7 年度山陽小野田市
小型自動車競走事業特別会計予算 | 資料 5 |

令和 7 年 3 月 11 日提出 公営競技事務所

令和6年度

【オートレース】施行者別車券売上金額入場者数利用者数集計表（全開催）

公益財団法人JKA

対象年月日（2024/4/1～2025/2/28）

比較年月日（2023/4/1～2024/2/29）
（単位：円、人）

競走場	開催日数 (下段:前年)	総車券売上額		車券売上額内数						本場一人 平均購買額	本場入場者数		電話投票利用者数 内訳			場外利用者数内訳		
				本場売上額	電話投票売上額 内訳				場外売上額 内訳				JP投票	民間 ポータル	重勝式	場間場外 利用者数	専用場外 利用者数	
					構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比									構成比 前年比
		前年比	一日平均 * 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比		前年比	前年比	一日平均 * 前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
川口	142	24,142,214,400	170,015,500	3,010,243,900	2,377,536,400	15,813,631,200	－	1,575,462,500	1,365,340,400	11,300	264,285	2,541	426,071	2,926,640	－	267,549	159,308	
	133	105.1%	98.5%	12.47%	9.8%	65.5%	－	6.5%	5.66%	99.1%	95.6%	97.5%	95.1%	114.2%	－	96.8%	115.4%	
伊勢崎	126	22,372,262,300	177,557,600	1,754,831,900	2,140,454,700	13,517,526,900	2,931,939,300	942,472,800	1,085,036,700	8,400	207,574	2,414	390,128	2,528,492	1,198,922	120,337	146,343	
	122	100.0%	96.9%	7.84%	9.6%	60.4%	13.1%	4.2%	4.85%	105.0%	87.8%	88.8%	95.0%	108.0%	91.7%	103.0%	128.8%	
浜松	107	15,630,278,600	146,077,300	1,088,287,500	1,519,887,900	10,669,787,700	57,454,400	1,276,369,200	1,018,491,900	5,900	183,510	1,932	295,797	2,009,026	35,873	231,953	110,572	
	112	101.8%	106.5%	6.96%	9.7%	68.3%	0.4%	8.2%	6.52%	100.0%	85.4%	97.1%	92.4%	110.4%	105.1%	97.3%	91.1%	
飯塚	166	24,899,183,000	149,995,000	638,522,900	2,141,845,500	20,367,633,100	－	923,440,100	827,741,400	7,500	84,531	1,084	374,656	3,714,349	－	136,185	91,335	
	147	123.1%	109.0%	2.56%	8.6%	81.8%	－	3.7%	3.32%	88.2%	101.1%	95.9%	100.5%	131.2%	－	82.4%	98.0%	
山陽	128	21,402,982,200	167,210,700	322,221,200	1,610,606,000	15,683,878,600	1,954,348,200	1,121,633,100	710,295,100	7,700	41,838	709	286,058	2,837,562	288,784	184,697	76,251	
	127	115.9%	115.0%	1.51%	7.5%	73.3%	9.1%	5.2%	3.32%	92.8%	140.5%	123.8%	100.4%	116.5%	102.7%	150.2%	119.7%	
合計	669	108,446,920,500	162,103,000	6,814,107,400	9,790,330,500	76,052,457,500	4,943,741,900	5,839,377,700	5,006,905,500	8,700	781,738	1,852	1,772,710	14,016,069	1,523,579	940,721	583,809	
	641	109.1%	104.6%	6.28%	9.0%	70.1%	4.6%	5.4%	4.62%	100.0%	92.9%	94.0%	96.5%	116.9%	93.9%	102.3%	110.2%	

* 構成比は総車券売上額に対するもの。
* 重勝式発売日数：1901日（不成立で全額返還の場合は、発売日数・利用者数を含まず。前年比にも適用）
* 本場入場者数および専用場外利用者数に無観客開催（川口ナイトレース・伊勢崎アフター5ナイター・ミッドナイト）は含まない。
* 総車券売上額一日平均は、無観客開催を含む開催日数にて算出。
* 本場入場者数一日平均は、無観客開催（川口ナイトレース・伊勢崎アフター5ナイター・ミッドナイト）を除いて算出。
* 2023年10月31日より公式重勝式発売開始。
* 6中止の場合は車券売上額のみ計上し、開催日数、入場・利用者数は含まない。

別枠開催を除いた総合計

合計	404	73,165,279,800	181,102,100	6,649,598,800	7,266,595,400	45,813,221,200	3,024,063,200	5,702,655,300	4,709,145,900	8,800	751,597	1,860	1,311,249	8,203,671	1,074,766	899,147	499,536
	401	100.7%	99.9%	9.09%	9.9%	62.6%	4.1%	7.8%	6.44%	100.0%	94.2%	93.5%	94.6%	106.9%	92.3%	102.4%	112.1%

令和6年度

【オートレース】施行者別車券売上金額入場者数利用者数集計表（別枠開催）

公益財団法人JKA

比較年月日（2023/4/1～2024/2/29）

（単位：円、人）

対象年月日（2024/4/1～2025/2/28）

競走場	開催日数 (下段:前年)	総車券売上額(7賭式)		車券売上額内数					本場一人 平均購買額	本場入場者数		電話投票利用者数 内訳		場外利用者数内訳	
				本場売上額	電話投票売上額 内訳		場外売上額 内訳					JP投票	民間 ポータル	場間場外 利用者数	専用場外 利用者数
					JP投票	民間ポータル	場間場外	専用場外							
		前年比	一日平均 * 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	構成比 前年比	前年比	前年比	一日平均 * 前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
川口 (ナイトレース)	38	3,974,149,100	104,582,800	7,067,000	371,333,800	3,537,648,300	0	58,100,000	-	0	0	70,870	753,974	0	28,358
	27	146.8%	104.3%	0.18%	9.3%	89.0%	0.0%	1.46%	-	-	-	130.9%	158.3%	-	-
伊勢崎 (アフター5ナイター)	40	3,705,868,400	92,646,700	9,113,700	413,230,200	3,160,700,200	0	122,824,300	-	0	-	87,603	672,565	0	39,210
	35	116.5%	102.0%	0.25%	11.2%	85.3%	0.0%	3.31%	-	-	-	105.8%	118.4%	-	-
浜松 (アーリーレース) (借上ミッドナイト)	35	3,495,424,100	99,869,200	148,327,900	290,670,800	2,802,894,200	136,722,400	116,808,800	4,900	30,141	1,310	63,467	584,442	41,574	16,705
	37	114.8%	121.4%	4.24%	8.3%	80.2%	3.9%	3.34%	111.4%	69.8%	100.1%	87.9%	120.0%	82.7%	74.0%
飯塚 (ミッドナイト)	83	12,029,993,700	144,939,600	0	830,827,500	11,199,146,000	0	20,200	-	0	-	134,268	2,080,611	0	0
	68	150.8%	123.6%	0.00%	6.9%	93.1%	0.0%	0.00%	-	-	-	111.4%	153.7%	-	-
山陽 (ミッドナイト)	69	10,156,526,700	147,196,000	0	617,672,800	9,538,847,600	0	6,300	-	0	-	105,253	1,720,806	0	0
	73	125.4%	132.6%	0.00%	6.1%	93.9%	0.0%	0.00%	-	-	-	87.5%	120.2%	-	-
合計	265	33,361,962,000	125,894,100	164,508,600	2,523,735,100	30,239,236,300	136,722,400	297,759,600	5,400	30,141	1,310	461,461	5,812,398	41,574	84,273
	240	133.4%	120.8%	0.49%	7.6%	90.6%	0.4%	0.89%	103.8%	69.8%	100.1%	102.6%	134.7%	82.7%	373.2%

* 構成比は総車券売上額に対するもの。
* 重勝式発売日数: 772日 (不成立で全額返還の場合は、発売日数・利用者数を含まず。前年比にも適用)
* 開催日数には別枠開催の日数を含む。
* 本場入場者数および専用場外利用者数に無観客開催(川口ナイトレース・伊勢崎アフター5ナイター・ミッドナイト)は含まない。
* 総車券売上額一日平均は、無観客開催を含む開催日数にて算出。
* 本場入場者数一日平均は、無観客開催(川口ナイトレース・伊勢崎アフター5ナイター・ミッドナイト)を除いて算出。
* 2023年10月31日より公式重勝式発売開始。
* 6中止の場合は車券売上額のみ計上し、開催日数、入場・利用者数は含めない。

● 令和7年度開催レース

【単位：千円】

1 通常開催レース日程

1 通常開催レース日程						売上金額(a)	返還金(b)	発売収入(c=a+b)
①	普通開催レース		3日	令和7年	4月 2日(水) ~ 4月 4日(金)	390,988		
②	G I	令和グランドチャンピオンカップ	5日	〃	4月 9日(水) ~ 4月13日(日)	1,154,315		
③	普通開催レース		4日	〃	4月17日(木) ~ 4月20日(日)	499,262		
④	G II	小林啓二杯山陽王座チャレンジカップ(ナイター開催)	5日	〃	7月 9日(水) ~ 7月13日(日)	962,970		
⑤	普通開催レース		3日	〃	7月26日(土) ~ 7月28日(月)	390,988		
⑤	普通開催レース		4日		9月11日(土) ~ 9月14日(月)	499,262		
⑥	特別G I	共同通信社杯プレミアムカップ	5日	〃	9月19日(金) ~ 9月23日(火)	1,272,371		
⑦	普通開催レース		3日		9月27日(土) ~ 9月29日(月)	390,988		
	G I	スピード王決定戦	5日			1,154,315		
	G II	若獅子杯争奪戦	5日			962,970		
	普通開催レース(うちナイター開催14日)		27日			3,452,726		
合 計			69日			11,131,155	133,000	11,264,155

特別G I	5日
G I	10日
G II	10日
普通開催レース(うちナイター開催14日)	44日
合 計	69日

(前年度比5日増。なお、ナイター開催はG II 小林啓二杯をナイターで開催することにより5日増)

2 ミッドナイトレース日程

2 ミッドナイトレース日程							売上金額(d)	返還金(e)	発売収入(f=d+e)
①	普通開催レース(オーバーミッドナイト)		3日	令和7年	4月21日(月)	～ 4月23日(水)	414,000		
②	普通開催レース(オーバーミッドナイト)		3日	〃	4月26日(土)	～ 4月28日(月)	414,000		
③	普通開催レース(オーバーミッドナイト)		3日	〃	5月 1日(木)	～ 5月 3日(金)	414,000		
④	普通開催レース		4日	〃	5月 6日(火)	～ 5月 9日(金)	552,000		
⑤	普通開催レース		4日	〃	5月13日(火)	～ 5月16日(金)	552,000		
⑥	普通開催レース(オーバーミッドナイト)		3日	〃	5月21日(水)	～ 5月23日(金)	414,000		
⑦	G II	ミッドナイトチャンピオンカップ	5日	〃	5月29日(木)	～ 6月 2日(月)	825,000		
⑧	普通開催レース		4日	〃	6月 6日(金)	～ 6月 9日(月)	552,000		
⑨	普通開催レース(オーバーミッドナイト)		3日	〃	6月13日(金)	～ 6月15日(日)	414,000		
⑩	普通開催レース(オーバーミッドナイト)		4日	〃	6月20日(金)	～ 6月23日(月)	552,000		
⑪	普通開催レース		3日	〃	6月27日(金)	～ 6月29日(月)	414,000		
⑫	普通開催レース(オーバーミッドナイト)		3日	〃	7月18日(金)	～ 7月20日(日)	414,000		
⑬	普通開催レース		3日	〃	7月29日(火)	～ 7月31日(木)	414,000		
⑭	普通開催レース(オーバーミッドナイト)		3日	〃	8月 7日(木)	～ 8月 9日(土)	414,000		
⑮	普通開催レース		3日	〃	8月16日(土)	～ 8月18日(月)	414,000		
⑯	普通開催レース(オーバーミッドナイト)		3日	〃	9月 6日(土)	～ 9月 8日(月)	414,000		
普通開催レース			31日				4,278,000		
合 計			85日				11,865,000	61,000	11,926,000

G II	5日
普通開催レース	80日
計	85日

(前年度と同じ。)

通常開催及びミッド ナイト開催合計	売上金額(a+d)	返還金(b+e)	発売収入(c+f)
	22,996,155	194,000	23,190,155

通常開催レースとミッドナイトレースの合計 154日 (前年度比5日増)

3 重勝式(当たるんです)の発売

	車立数	単価(円)	口数	成立回数	発売収入(千円)(g=h+i)	返還金(千円)(h)	売上金額(千円)(i)
当たるんです4(4重勝単勝式)	8車立	500	4,096	63	130,000		
	7車立		2,401	339	407,000		
	6車立		1,296	611	396,000		
当たるんです3(3重勝単勝式)	8車立	1,000	512	1,309	670,500		
	7車立		343	673	231,000		
当たるんです2(2重勝単勝式)	8車立	2,000	64	5,522	706,800		
合 計				8,517	2,541,300	41,000	2,500,300

	売上金額(a+d+i)	返還金(b+e+h)	発売収入(c+f+g)
総合計	25,496,455	235,000	25,731,455

4 総営業日数(場外発売を含む)

332日

●市への収益保証及び株式会社 JPF の包括的民間委託業務契約に係る委託料（令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年契約 【令和 7 年度及び 8 年度一部変更】）

1 市への収益保証

- I 総勝車投票券売上金額の 1.5%
 II 総勝車投票券売上金額が 159 億円 を超えた額の 7.5%

※ 最低保証：5.4 億円

※平成 29 年度から令和 3 年度
 までの契約 6 千万円

※1 【令和 4 年度～令和 6 年度】

- II 総勝車投票券売上金額が 130 億円 を超えた額の 7.5%
 【令和 7 年度～令和 8 年度】

- II 総勝車投票券売上金額が 159 億円 を超えた額の 7.5%

2 株式会社 JPF への委託料

- I JPF 委託料 = 歳入 - (歳出+市への収益保証)
 II 施設等修繕料・備品購入費相当分 112,330 千円

※平成 29 年度から令和 3 年度
 までの契約 6 億 2 千万円

※2 上記 1 及び 2 は、本市が主催する通常開催（ナイターを含む）及びミッドナイト開催を対象とし、重勝式（当たるんです）に係る歳入及び歳出を含まない。

●令和 7 年度当初予算の市への収益保証及び株式会社 JPF の包括的民間委託業務契約に係る委託料（重勝式（当たるんです）に係る歳入及び歳出は含まない）

1 市への収益保証

- ア（通常開催売上額 11,131,155 千円 + ミッドナイト開催売上額 11,865,000 千円）× 1.5% = 344,942 千円
 イ（通常開催売上額 11,131,155 千円 + ミッドナイト開催売上額 11,865,000 千円 - 15,900,000 千円）× 7.5%
 = 532,212 千円

ア + イ 344,942 千円 + 532,212 千円 = 877,154 千円

※1 最低保証 540,000 千円

※2 収益保証については、職員人件費、施設改善基金積立金及び一般会計繰出金等に充てる

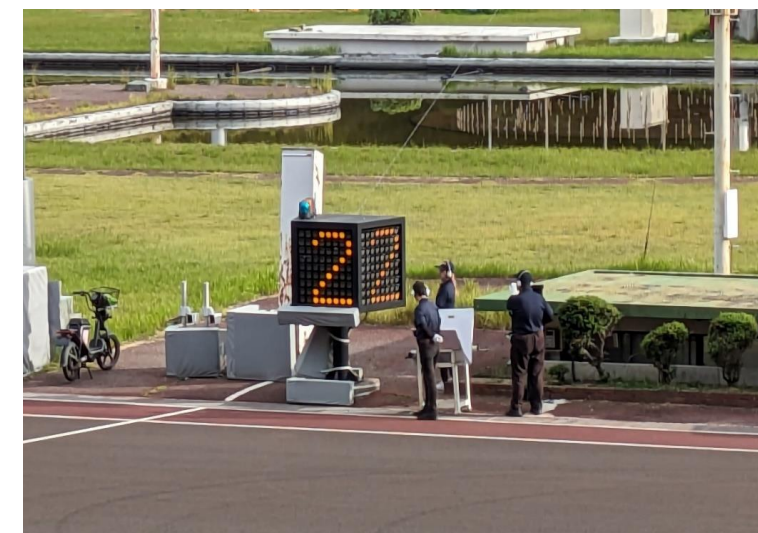
2 株式会社 JPF への委託料

I 歳入 23,530,909 千円 - (歳出 21,853,564 千円 + 市への収益保証 877,154 千円) = 800,191 千円

II 施設等修繕料・備品購入費相当分 112,330 千円

I + II 800,191 千円 + 112,330 千円 = 912,521 千円

1 周回通告表示盤屋外三角型 (ゴールライン内側)



2 周回確認灯屋外型（第3及び第4コーナー内側）



3 最終周回灯屋外移動型回転式（第4コーナー内側）



4 最終周回灯屋外吊下型回転式・信号灯屋外吊下型LED青色表示（第3コーナー外側）



5 周回通告表示操作盤屋外自立型（ゴールライン内側）



令和7年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計当初予算

1 開催に係る収支（通常開催及びミッドナイト開催）

【単位 千円】

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
①	本場開催発売金	23,190,155		返還金194,000千円を含む。
	入場料収入	1,558		
	場外事務協力費	315,373		
	その他収入	23,823		時効収入、雑入、建物貸付収入
②	義務的経費			義務的経費の合計：16,589,804千円
	払戻金		16,097,309	
	JKA交付金		492,485	うち1.2号交付金の合計：377,504
	公営競技納付金		10	
③	開催経費			開催経費の合計：5,263,760千円
	賞典費		1,113,292	
	場間場外発売委託料（事務協力費）		390,341	
	返還金		194,000	
	その他開催経費		3,566,127	その他開催経費
	（収益保証）		877,154	
④	包括的民間委託料		800,191	※株式会社JPF
⑤	合 計	23,530,909	23,530,909	※義務的経費及び開催経費の合計(a)+(b)：21,853,564円
	(A) 歳入 - 歳出		0	

2 開催以外に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑥	基金繰入			
	財調基金繰入金	4,400		
	財政調整基金利子	17		
	施設改善基金利子	5,040		
	浜松市借り上げ開催に伴う施設貸付収入	25,792		
	（収益保証）	877,154		
⑦	リース料		76,713	
	測量調査委託料		4,400	
	一般会計繰出金		70,000	
	財政調整基金積立金		4,517	
	施設改善基金積立金		508,040	
	固有経費		44,060	職員人件費他
	競技関係装置リース料		55,144	
	包括的民間委託料（修繕料・備品購入費相当分）		112,330	
⑧	合 計	912,403	875,204	
	(B) 歳入 - 歳出		37,199	

3 重勝式に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑨	重勝式発売金	2,541,300		重勝式に係る勝車投票券発売収入
	義務的経費			義務的経費の合計：1,831,820千円
	重勝式払戻金		1,750,210	重勝式に係る勝車投票券払戻金
	重勝式返還金		41,000	重勝式に係る勝車投票券返還金
	JKA交付金		40,610	重勝式に係るJKA交付金
⑩	開催経費			開催経費の合計：261,142千円
	開催場負担金		20,003	重勝式に係る共同開催場への負担金
	特別拠出金		232,528	重勝式に係る全国小型自動車競走施行者協議会への拠出金
	その他開催経費		8,611	
⑪	発売業務委託料		305,537	重勝式に係る発売業務受託者への委託料
⑫	施設改善基金積立金		100,000	
⑬	合 計	2,541,300	2,498,499	
	(C) 歳入 - 歳出		42,801	

合 計 (A) + (B) + (C)	80,000
小型会計歳入歳出合計	26,107,458

債務解消額（リース料）	76,713
単年度収支額	80,000
2つの債務解消額（E）	156,713
基金増減合計額（F）	608,157
実質収支改善額（E+F）	764,870

年間取扱量・取扱高

令和4年（R4.7～R5.6）

種類	市内産		その他		合計	
	数量（k g）	金額（千円）	数量（k g）	金額（千円）	数量（k g）	金額（千円）
野菜	1,600	1,600	9,000	9,300	10,600	10,900
果物	400	800	3,800	7,800	4,200	8,600
花き	50束	10	1,850束	580	1,900束	590
合計	2,000	2,410	12,800	17,680	14,800	20,090

令和5年（R5.7～R6.6）

種類	市内産		その他		合計	
	数量（k g）	金額（千円）	数量（k g）	金額（千円）	数量（k g）	金額（千円）
野菜	1,000	1,000	7,400	7,400	8,400	8,400
果物	30	100	2,300	4,500	2,330	4,600
花き	50束	55	1,500束	560	1,550束	615
合計	1,030	1,155	9,700	12,460	10,730	13,615

令和6年（R6.7～R6.12）

種類	市内産		その他		合計	
	数量（k g）	金額（千円）	数量（k g）	金額（千円）	数量（k g）	金額（千円）
野菜	240	240	8,000	8,000	8,240	8,240
果物	20	50	6,000	12,000	6,020	12,050
花き	300束	100	720束	210	1,020束	310
合計	260	390	14,000	20,210	14,260	20,600

(株)フレッシュ 令和6年度決算見込み・半期の実績について

令和6年度 決算見込み
(R6.7.1~R7.6.30)

(円)

純売上高		
商品売上高	50,000,000	
販売手数料収入	480,000	
倉庫賃貸収入	960,000	
その他売上	8,600,000	60,040,000
売上原価		45,000,000
売上総利益		15,040,000
販売費及び一般管理費		10,000,000
営業利益		5,040,000

令和6年度半期実績
(R6.7.1~R6.12.31)

(円)

純売上高		
商品売上高	18,000,000	
販売手数料収入	240,000	
倉庫賃貸収入	480,000	
その他売上	4,300,000	23,020,000
売上原価		15,000,000
売上総利益		8,020,000
販売費及び一般管理費		5,000,000
営業利益		3,020,000

売買参加者 取引状況（せり）

（円）

	A	B	C	D	E	F	G	H	合計
R4	245,673	357,034	424,312	1,276,998	1,000,464	210,110	30,061	629,102	4,173,754
R4.7	14,138	32,103	37,016	62,311	53,622	14,389	766	56,544	270,889
R4.8	27,081	39,699	33,637	95,027	71,638	0	1,070	49,013	317,165
R4.9	19,760	44,380	36,615	90,762	100,347	14,939	1,491	73,182	381,476
R4.10	23,088	22,925	35,558	119,619	92,792	20,994	3,523	73,955	392,454
R4.11	28,095	36,139	42,572	92,035	85,813	20,223	4,340	22,981	332,198
R4.12	15,052	36,911	61,772	270,142	151,177	27,781	3,952	76,893	643,680
R5.1	14,222	22,134	29,520	74,812	82,744	23,057	2,411	22,673	271,573
R5.2	15,669	41,254	27,351	108,340	75,281	20,776	1,199	57,390	347,260
R5.3	18,811	28,539	32,220	95,804	63,062	21,136	2,197	40,632	302,401
R5.4	13,984	24,042	29,241	97,995	73,581	16,069	2,397	62,698	320,007
R5.5	24,686	12,544	37,868	94,541	83,851	14,864	3,465	29,371	301,190
R5.6	31,087	16,364	20,942	75,610	66,556	15,882	3,250	63,770	293,461
R5	180,932	120,368	264,186	640,140	684,163	56,109	21,742	306,165	2,273,805
R5.7	19,273	11,689	25,457	57,873	56,542	9,403	2,020	35,732	217,989
R5.8	21,121	12,697	24,205	55,363	73,575	6,214	3,435	58,060	254,670
R5.9	14,787	21,113	20,572	79,835	70,912	1,468	4,087	50,191	262,965
R5.10	26,508	23,170	29,234	84,835	60,435	4,606	6,249	46,187	281,224
R5.11	15,795	5,689	21,818	97,421	61,614	10,413	2,397	32,459	247,606
R5.12	17,733	10,745	42,953	258,957	98,747	7,176	3,554	15,390	455,255
R6.1	7,116	4,698	11,135	5,856	42,576	1,867	0	4,634	77,882
R6.2	7,168	2,570	14,590	0	30,620	6,049	0	3,251	64,248
R6.3	16,995	7,057	10,206	0	53,097	1,177	0	11,373	99,905
R6.4	8,759	6,122	20,833	0	53,282	3,827	0	23,898	116,721
R6.5	8,057	13,478	15,103	0	46,481	0	0	1,436	84,555
R6.6	17,620	1,340	28,080	0	36,282	3,909	0	23,554	110,785
R6	56,754	17,304	56,664	0	175,968	9,010	0	80,211	395,911
R6.7	17,544	10,090	24,532	0	47,954	2,851	0	32,962	135,933
R6.8	18,977	0	14,818	0	60,595	0	0	34,732	129,122
R6.9	20,233	7,214	17,314	0	67,419	6,159	0	12,517	130,856

出荷者情報

(円)

	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
R4	48,350	119,136	54,505	24,115	249,025	273,075	95,248	90,750	20	1,090	700	13,010	1,150	0	0	3,500
2022年7月	2,825		5,870	1,580	18,980	32,050	10,046									
2022年8月	2,350		6,540	1,810	12,380	61,850	9,795									
2022年9月			2,240	2,475	12,700	40,550	6,465	75,090								
2022年10月	1,710		6,010	1,710	29,820	30,235	12,225	15,660			700	13,010				
2022年11月	10,140	40,580	6,370	1,660	24,850	30,990	6,740		20	400			1,150			
2022年12月	2,770	48,646	13,910	5,075	14,670	7,820	2,530									
2023年1月	1,210	14,280	4,180	1,570	2,250	2,580	8,015									
2023年2月	600	10,460	2,540	1,350	10,560	16,720	6,745									1,500
2023年3月	8,340		800	705	10,020	25,280	5,975									2,000
2023年4月	6,590	5,170		2,030	18,355	10,000	10,870			690						
2023年5月	3,200		5,425	4,150	52,700	10,000	6,585									
2023年6月	8,615		620		41,740	5,000	9,257									
R5	29,882	0	23,852	47,510	227,150	230,175	75,775	61,810	0	1,500	0	0	1,250	3,740	12,950	3,510
2023年7月	4,072		4,682	5,365	19,325	41,000	8,940									
2023年8月			3,190	2,985	31,160	58,900	11,985									
2023年9月	3,160		1,940	3,695	15,390	34,080	10,390	43,150								
2023年10月	910		3,460	4,880	20,175	16,760	9,915	18,660					1,250			
2023年11月	5,470		1,200	1,370	20,660	8,490	5,600									
2023年12月	1,190			17,990	19,550	11,550	7,170									
2024年1月	1,680		2,050	540	7,350	5,720	2,340							2,050		1,460
2024年2月	1,010		7,330	2,330	11,630	5,460	2,350							990		
2024年3月	1,480			5,800	1,990	16,100	4,240							700		850
2024年4月	4,710			2,555	16,040	7,115	7,595									
2024年5月	3,270				23,270	10,000	1,670									1,200
2024年6月	2,930				40,610	15,000	3,580			1,500					12,950	
R6	3,700	0	0	15,860	47,470	85,250	0	34,640	0	0	0	0	0	0	7,800	0
2024年7月	2,310			4,050	20,790	23,200									5,400	
2024年8月	550			9,090	6,970	42,700									2,400	
2024年9月	840			2,720	19,710	19,350		34,640								

出荷者情報

(円)

	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	合計
R4	0	2,445	0	6,060	31,990	0	0	0	0	0	8,070	0	0	0	1,759,489
2022年7月															
2022年8月															
2022年9月															
2022年10月															
2022年11月															
2022年12月															
2023年1月															
2023年2月											4,160				
2023年3月											3,910				
2023年4月				4,160	19,240										
2023年5月				1,000	11,800										
2023年6月		2,445		900	950										
R5	26,340	35,865	2,880	9,130	31,100	51,800	330	5,450	1,500	240	0	10,150	27,750	4,050	1,409,751
2023年7月		18,805													
2023年8月		1,030		1,430											
2023年9月		1,680		2,500											
2023年10月		5,750		2,930								9,000			
2023年11月	3,800	1,090						2,200				1,150			
2023年12月	2,000	1,850				17,380		2,950		240					
2024年1月				450	2,800			300							
2024年2月					3,300								15,200		
2024年3月	7,000					10,300							12,550		
2024年4月	13,540			1,470	16,000									4,050	
2024年5月					4,000	13,120			1,500						
2024年6月		5,660	2,880	350	5,000	11,000	330								
R6	0	12,000	900	710	4,300	24,000	2,450	0	2,000	0	0	0	0	0	327,250
2024年7月		10,890	500		4,300		950								
2024年8月		1,110	400	310											
2024年9月				400		24,000	1,500		2,000						

学校給食

(円)

	(株)フレッシュ	A		B	
			うち(株)フレッシュ から仕入れ		うち(株)フレッシュ から仕入れ
R4.7		1,307,822		531,405	
R4.8					
R4.9		2,008,167		1,695,725	
R4.10		3,202,429		701,470	
R4.11	225,830	2,043,415		1,510,830	
R4.12	73,240	1,860,405		388,260	
R5.1	152,780	1,941,190		621,180	
R5.2	428,460	1,470,270		1,314,250	
R5.3		1,583,775		515,900	
R5.4	529,750	575,110		1,206,630	
R5.5	308,270	1,802,960		1,006,434	
R5.6	422,870	2,145,595		958,595	
	2,141,200	19,941,138	0	10,450,679	0
R5.7	151,462	417,860		850,990	70,280
R5.8					
R5.9	133,450	2,635,475		977,180	473,070
R5.10		2,716,584	934,430	1,610,125	19,000
R5.11		3,410,120	979,730	63,640	199,780
R5.12		1,078,045	479,460	1,873,057	
R6.1		2,201,220	1,013,145	943,698	
R6.2		1,933,776	556,310	1,243,448	320,000
R6.3		2,358,952	918,150	115,970	
R6.4		2,786,299	1,081,730	5,750	297,500
R6.5		2,534,597	756,020	1,688,075	
R6.6		2,358,994	595,500	1,804,840	
	284,912	24,431,922	7,314,475	11,176,773	1,379,630
R6.7		1,646,330	700,720	1,048,700	
R6.8					
R6.9	210,850	2,175,761	554,290	1,488,541	
	210,850	3,822,091	1,255,010	2,537,241	0